

視覚障がいの方を業務としてサポートする資格

同行援護従業者養成研修

同行援護従業者の資格は『視覚障がいのため、移動に困難な障がいをお持ちの方の外出時に業務として同行し必要な情報を提供し移動の援護を行う』と厚生労働省が定めています。

「視覚障がい者の同行援護業務」には「一般課程」の修了が必要で「同行援護のサービス提供責任者の職務」には「応用課程」を修了することが必要です。

ヘルパースクール縁では経験豊かな講師がわかりやすく、親切に資格取得のお手伝いをします。介護業務未経験の方も安心してお申込みください。

金曜日
コース

カリキュラムが新しくなりました。
一般課程で「交通機関を利用した街歩き」も研修します。

一般課程 6/5 (金)
応用課程 7/3 (金) 開講予定

【一般課程 (4日間)】

6/5 9:30~17:30
6/12 9:30~16:50
6/19 9:30~18:30
6/26 9:30~18:30

【応用課程 (1日間)】

7/3 9:30~17:30

【両課程ご希望の方】
一般・応用の両課程を受講
ご希望の方は申し込み時にご相談下さい。

※応用課程の受講は、一般課程修了などの資格が必要です。

受講料 〈テキスト代・演習費・実習費〉

○一般課程 33,000円 (消費税込)
○応用課程 11,000円 (消費税込)
○一般・応用課程 41,800円 (消費税込)

実習時の交通費
食事代は
受講生負担

ヘルパースクール縁 (えにし)

☎ (0561) 82-2125

株式会社コスモス 瀬戸市共栄通1-6 ツカモトビル4F